



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第11号

目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

人事委員会事項

◎職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替えに関する規則	(規則・五)
◎平成十七年改正給与条則附則第七条の規定による給料に関する規則	(規則・五)
◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	(規則・七)
◎佐賀県職員管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(規則・七)
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	(規則・八)
◎農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(規則・九)
◎佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	(規則・一〇)
◎調整手当に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一一)
◎義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一二)
◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一三)
◎単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一四)
◎職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一五)
◎公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一六)
◎佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一七)
◎一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一八)
◎一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	(規則・一九)

○ 人事委員会事項

- ◎職員の修学部分休業に関する規則の一部を改正する規則 (規則・二〇)
- ◎佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正 (訓令・一)

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第五号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替えに関する規則

(最高号給を超える給料月額の切替え)

第一条 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において佐賀県職員給与条則(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条則」という。)別表第一から別表第四まで又は佐賀県公立学校職員給与条則(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条則」という。)別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(学校職員給与条則別表第一の備考の(二)又は別表第二の備考の(二)の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員(旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の

定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」とい
う。）に応じて別表に定める号給

二 前号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

（任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額の特替え）

第二条 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関
する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第七条第三項の規定による給料月
額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$124,000\text{円} \times \frac{\text{その者の切替日の前日における給料月額} - 911,000\text{円}}{132,000\text{円}} + 852,000\text{円}$$

（任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額の特替え）

第三条 切替日の前日において一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時
間の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三号）第五条第四項の規定
による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額
とする。

$$101,000\text{円} \times \frac{\text{その者の切替日の前日における給料月額} - 868,000\text{円}}{108,000\text{円}} + 812,000\text{円}$$

（特定の職員の号給等の切替え）

第四条 学校職員給与条例別表第一又は別表第二の給料表の適用を受けていた
職員で、切替日の前日までに県職員給与条例別表第一の給料表の適用を受け
ることとなり、引き続き切替日に同表の適用を受けるものの切替日における
号給は、第一条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定
めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切
替え等に関する規則の廃止）

2 職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切
替え等に関する規則（平成十七年佐賀県人事委員会規則第三十八号）は、廃
止する。

別表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額	円					
4 級	365,400	円	85	85	86	86	87
	367,600		87	87	88	88	89
	369,800		89	90	91	92	93
	372,000		93	94	95	96	97
	374,200		97	98	99	100	101
	376,400		101	102	103	104	105
	378,600		105	106	107	108	109
	380,800		109	109	110	110	111
383,000		111	111	112	112	113	
5 級	383,000		109	110	111	112	113
6 級	418,700		89	90	91	92	93
7 級	429,200		77	78	79	80	81
	432,700		81	82	83	84	85
8 級	453,200		69	70	71	72	73
	456,800		73	74	75	76	77
9 級	489,400		53	54	55	56	57
	493,500		57	58	59	60	61
10 級	513,000		37	38	39	40	41
	517,400		41	42	43	44	45
11 級	580,300		37	38	39	40	41

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
	旧給料月額	円					
2 級	384,900	円	129	130	131	132	133
	387,400		133	134	135	136	137
	389,900		137	138	139	140	141
	392,400		141	142	143	144	145
3 級	417,200		137	138	139	140	141
4 級	428,200		109	110	111	112	113
	431,000		113	114	115	116	117
	433,800		117	118	119	120	121
	436,600		121	122	123	124	125
5 級	434,300		117	118	119	120	121
	437,300		121	122	123	124	125
6 級	457,300		89	90	91	92	93
7 級	465,800		77	78	79	80	81
	469,300		81	82	83	84	85
8 級	487,000		69	70	71	72	73
	490,600		73	74	75	76	77
9 級	500,900		53	54	55	56	57
	504,800		57	58	59	60	61
10 級	522,000		37	38	39	40	41
	526,200		41	42	43	44	45

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	371,700 円		113	114	115	116	117
	374,400		117	118	119	120	121
5 級	579,900		69	70	71	72	73

ニ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	515,800 円		89	90	91	92	93
	519,200		93	94	95	96	97
3 級	572,000		81	82	83	84	85
	576,100		85	86	87	88	89
4 級	604,900		57	58	59	60	61
	609,500		61	62	63	64	65

ホ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
4 級	386,900 円		101	102	103	104	105
5 級	424,900		81	82	83	84	85
7 級	491,600		49	50	51	52	53

ヘ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
1 級	321,000 円		161	162	163	164	165
	322,800		165	166	167	168	169
2 級	369,600		149	150	151	152	153
3 級	396,600		121	122	123	124	125
4 級	408,600		105	106	107	108	109
	411,000		109	110	111	112	113
5 級	428,900		85	86	87	88	89
	431,400		89	90	91	92	93

ト 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	457,000 円		129	130	131	132	133
	459,800		133	134	135	136	137

チ 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額						
2 級	443,200 円		141	142	143	144	145
	445,600		145	146	147	148	149

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第六号

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則
則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に
関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

一 平成十七年改正給与条例 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例
(平成十七年佐賀県条例第七十二号) 又は佐賀県公立学校職員給与条例の
一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)をいう。

二 初任給等規則 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)をいう。

三 改正前の初任給等規則 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関
する規則の一部を改正する規則(平成十八年佐賀県人事委員会規則第十四
号)による改正前の初任給等規則をいう。

四 切替日 平成十八年四月一日をいう。

五 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第二十か
ら別表第二十七までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他
の職種に属する職務への異動をいう。

六 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(平成十七

年改正給与条例附則第二条の規定により切替日における職務の級を定めら
れた職員にあつては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級
に対応する平成十七年改正給与条例附則別表第一の新級欄に掲げる職務の
級)をいう。

七 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること
をいう。

八 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項
の規定により休職にされていた期間

ロ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規
定により大学院修学休業をしていた期間

ハ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二
条の規定により育児休業をしていた期間

ニ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。

以下「勤務時間条例」という。)第十二条、第十三条、第十四条又は第
二十四条(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休
暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号)第二条において
その例によることとされる場合を含む。)に規定する公務災害休暇、結
核性疾患休暇、病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ホ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第四条第一項(外国の地方公共団体
の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例
(昭和六十三年佐賀県条例第七号)第二条においてその例によることと
される場合を含む。)に規定する一般の派遣職員として派遣されていた
期間

ヘ 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県

条例第四十六号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第三条第一号に規定する派遣職員として派遣されていた期間

九 復職時調整 初任給等規則第四十三条又は佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成四年佐賀県条例第二号。以下「育児休業条例」という。）第六条の規定による号給の調整をいう。

十 再任用職員異動 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

十一 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、公益法人等派遣条例第十三条第一号に規定する退職派遣者、国家公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員となった者をいう。

（平成十七年改正給与条例附則第七条第一項の人事委員会規則で定める職員）
第三条 平成十七年改正給与条例附則第七条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- 二 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- 三 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- 四 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- 五 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成十七年改正給与条例附則第七条第二項の規定による給料の支給）

第四条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日

以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十七年改正給与条例附則第七条第二項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第五号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に改正前の初任給等規則第二十五条から第二十八条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第五号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成十七年改正給与条例附則別表第一の新級欄に掲げられているものである場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給等規則第二十四条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第五号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたもの

とした場合に改正前の初任給等規則第四十三条又は平成十七年改正給与条例附則第十五条の規定による改正前の育児休業条例第六条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 再任用職員異動をした場合 平成十七年改正給与条例第一条による改正

前の佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)別表第一から

別表第四まで及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例

第四十四号)別表第一から別表第四までの給料表の再任用職員の欄に掲げ

る給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた

額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第二十八条の五第一項に規定す

る短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第二

条第二項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における

勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定

めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員で

あつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないことと

なるものには、その差額に相当する額を、平成十七年改正給与条例附則第七

条第二項の規定による給料として支給する。

(平成十七年改正給与条例附則第七條第三項の規定による給料の支給)

第五條 人事交流等職員(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各

号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の

受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとし

た場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会

の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるも

のには、その差額に相当する額を、平成十七年改正給与条例附則第七條第三

項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一

項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替

額を、同条第三項の規定による給料として支給する。
(この規則により難い場合の措置)
第六條 平成十七年改正給与条例附則第七條の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをする事ができる。
附 則
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日 佐賀県人事委員会
委員長 蜂 谷 尚 久
●佐賀県人事委員会規則第七号
給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
給料の調整額に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「調整基本額」を「調整基本額(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」に改める。
第三条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号)附則第七條又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)附則第七條の規定による給料を支給される職員に関する前条第二項の規定の適用については、同項中「給料月額の百分の二十五」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号)附則第七條又は佐賀県

公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）附則第七条の規定による給料の額との合計額の百分の二十五」とする。別表第一の保健所の項中「保健所」を「保健福祉事務所」に改め、同表の県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の項中

「教育に直接従事することを本務とする職員」を「(1) 教諭、助教諭及び講師
(2) 養護教諭及び養護助教諭
(3) 栄養教諭
(4) 寄宿舎指導員
(5) 実習助手」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表（第2条関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,500円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,400円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	7,900円
2 級	8,700円
3 級	9,400円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,500円
9 級	13,100円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,100円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1 級	8,000円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

ホ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,000円(学校職員給与条例別表第一の備考の(二)に定める職員にあっては、12,200円)
4 級	13,200円

ヘ 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,400円
2 級	10,900円
3 級	11,600円(学校職員給与条例別表第二の備考の(二)に定める職員にあっては、11,800円)
4 級	12,800円

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第七条又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号)第九条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則第二条第二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条の規定により任期を定めて採用された職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- 一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十
- 五
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になつたした場合に佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号)第一条の規定による改正前の佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十五号)第一条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例並びにこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則(次号において「改正前の規則」という。)第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなつたとした場合(次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則(平成十八年佐賀県人事委員会規則第六号)第四条第一項第五号に掲げる場合に該当することとなつた職員にあつては、人事委員会の定める額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

口 平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則第四十条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

四 施行日以後に、給料表の適用を受けない地方公務員、公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成十三年佐賀県条例第四十六号）第十三条第一号に規定する退職派遣者、国家公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第八号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第五条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）附則第七条又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する

条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）附則第七条の規定による給料を支給される職員に関する第三条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年条例七十二号）附則第七条又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十五号）附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

室長 百分の十六 を

室長 センター長 百分の十六 百分の十六 に改め、

同表の知事の本庁の項中

健康福祉本部	監査監	百分の十五
--------	-----	-------

を

健康福祉本部	監査監	百分の十五
農林水産商工本部	企業立地統括理事	百分の二十五
県土づくり本部	建設政策監	百分の十六
経営支援本部	地域振興企画監	百分の十六

に改め、

同表の知事の現地機関の統括本部の項中

職員研修所長 百分の二十 を

職員研修所副所長 百分の十五
自治修習所副所長 百分の二十
自治修習所副所長 百分の十五

に改め、

同表の知事の現地機関の健康福祉本部の項中

保健所長	百分の十六
保健所副所長(佐賀中部、唐津及び杵藤の各保健所に限る。)	百分の十五
福祉事務所長	百分の十六
福祉事務所副所長(中部及び西部福祉事務所に限る。)	百分の十五

を

保健福祉事務所長(佐賀中部及び杵藤保健福祉事務所に限る。)	百分の二十
保健福祉事務所長(佐賀中部及び杵藤保健福祉事務所を除く。)	百分の十六
保健福祉事務所副所長	百分の十五
保健監	百分の十六
福祉監	百分の十六

に改め、

同表の知事の現地機関の農林水産商工本部の項中

工業技術センター副所長	百分の十五
労政事務所長	百分の十二

を

工業技術センター副所長	百分の十五
-------------	-------

に改め、

同表の知事の現地機関の県土づくり本部の項中

有明海沿岸道路整備室長	百分の十五
建設技術センター所長	百分の十六

を

有明海沿岸道路整備室長	百分の十五
-------------	-------

に改め、

同表の知事の現地機関の経営支援本部の項中

東京事務所長	百分の二十五
--------	--------

を

東京事務所長	百分の二十
--------	-------

に改め、

同表の議会の議会事務局の項中

課長	百分の十六
----	-------

を

課長	百分の十六
政務調査室長	百分の十六

に改め、

同表の公安委員会の警察本部の項中

運転免許試験場長	百分の十五
----------	-------

を

運転免許試験場長	百分の十六
----------	-------

に、

広報官	百分の十五
公安委員会補佐官室長	百分の十五
企画室長	百分の十五
教養指導官	百分の十五

を

公安委員会補佐官室長	百分の十五
企画室長	百分の十五

に改め、

公安委員会補佐官室長	百分の十五
企画室長	百分の十五

に改め、

同表の公安委員会の警察署の項を次のように改める。

佐賀警察署長、唐津警察署長、鳥栖警察署長、伊万里警察署長、武雄警察署長、鹿島警察署長、小城警察署長及び神埼警察署長	百分の二十
諸富警察署長及び白石警察署長	百分の十六
警察署の副署長	百分の十五
刑事官	百分の十五
地域官	百分の十五
会計官	百分の十五
多久幹部派出所長	百分の十五

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「十級又は十一級」を「八級又は九級」に改め、同条第二号中「十級」を「九級」に改める。

第四条の三第一項中「四級以上」を「三級以上」に改める。
第四条の四第一項中「東京事務所長」を「企業立地統括理事」に改め、

「事務長」の下に「東京事務所長」を加え、同条第二項中「給料月額」の下に「（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第

七十二号。以下「平成十七年改正条例」という。）附則第七条の規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額と平成十七年改正条例附則第七条の規定による給料の額との合計額」を加える。

第六条の三中「人事委員会に協議」を「その旨を書面で人事委員会に通知」に改める。

第六条の五第二項を削る。

第十二条第一号中「百分の五十」を「百分の百四十五」に、「百分の百九十」を「百分の百八十五」に改め、同条第二号中「百分の八十」を「百分の七十五」に、「百分の百」を「百分の九十五」に改める。

別表第一の行政職給料表の項中「又は人事委員会が定める職員」を「（人事委員会が定める職員を除く。）」に改め、同表の高等学校等教育職給料表中学校・小学校教育職給料表の項中「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改め、同表の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第七条第一項の給料表の項及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三号）以下「任期付研究員条例」という。）第五条第一項の給料表の項中「の給料月額」を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第十号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則(昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年佐賀県条例第七十二号) 附則第七条の規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十七年条例第七十二号) 附則第七条の規定による給料の額との合計額」とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第十一号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号中「又は危険な動物の飼養及び保管に関する条例(昭和五十六年佐賀県条例第二十六号)」を削る。

別表第一中

「」を「  」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項第五号の改正規定は、平成十八年六月一日から施行する。

調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第十二号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則(昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域手当に関する規則

第一条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二条中「前段の」の下に「人事委員会規則で定める」を加える。

第三条を次のように改める。

(級地)

第三条 給与条例第九条の二第二項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

第四条から第六条までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。別表を次のように改める。

別表(第二条、第三条関係)

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	一級地
	府中市	三級地
大阪府	大阪市	二級地
福岡県	福岡市	四級地
	太宰府市	六級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそ

これらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(平成二十二年三月三十一日までの間における給与条例第九条の二の規定による地域手当の支給割合)
- 2 平成二十二年三月三十一日までの間における給与条例第九条の二第二項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。
(平成二十二年三月三十一日までの間における給与条例第九条の三の規定による地域手当の支給割合)
- 3 平成二十二年三月三十一日までの間における給与条例第九条の三の人事委員会規則で定める割合は、百分の十一とする。
(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)
- 4 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
第十六条及び第十九条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)
- 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年佐賀県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附則別表(附則第二項関係)

支給割合	支給地域
百分の十三	東京都のうち 特別区

百分の十一

東京都のうち
府中市
大阪府のうち
大阪市

百分の七

福岡県のうち
福岡市

百分の一

福岡県のうち
太宰府市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第十三号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第4条関係)

中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	5,000	5,400	10,700	17,100
	2	5,000	5,400	10,700	17,100
	3	5,000	5,400	10,700	17,100
	4	5,000	5,400	10,700	17,100
	5	5,200	5,700	11,100	17,500
	6	5,200	5,700	11,100	17,500
	7	5,200	5,700	11,100	17,500
	8	5,200	5,700	11,100	17,500
	9	5,400	6,000	11,500	17,900
	10	5,400	6,000	11,500	17,900
	11	5,400	6,000	11,500	17,900
	12	5,400	6,000	11,500	17,900
	13	5,600	6,300	12,400	18,300
	14	5,600	6,300	12,400	18,300
	15	5,600	6,300	12,400	18,300
	16	5,600	6,300	12,400	18,300
	17	5,900	6,600	12,800	18,700
	18	5,900	6,600	12,800	18,700
	19	5,900	6,600	12,800	18,700
	20	5,900	6,600	12,800	18,700
	21	6,200	7,000	13,200	19,000
	22	6,200	7,000	13,200	19,000
	23	6,200	7,000	13,200	19,000
	24	6,200	7,000	13,200	19,000
	25	6,500	7,300	13,600	19,400
	26	6,500	7,300	13,600	19,400
	27	6,500	7,300	13,600	19,400
	28	6,500	7,300	13,600	19,400
	29	6,800	7,600	14,000	19,600
	30	6,800	7,600	14,000	19,600
	31	6,800	7,600	14,000	19,600
	32	6,800	7,600	14,000	19,600
	33	7,100	7,900	14,400	19,900
	34	7,100	7,900	14,400	19,900
	35	7,100	7,900	14,400	19,900
	36	7,100	7,900	14,400	19,900
	37	7,400	8,300	14,800	20,200
	38	7,400	8,300	14,800	20,200
	39	7,400	8,300	14,800	20,200
	40	7,400	8,300	14,800	20,200
	41	7,700	8,900	15,100	
	42	7,700	8,900	15,100	
	43	7,700	8,900	15,100	
	44	7,700	8,900	15,100	

		45	8,000	9,300	15,500
		46	8,000	9,300	15,500
		47	8,000	9,300	15,500
		48	8,000	9,300	15,500
		49	8,300	9,700	15,900
		50	8,300	9,700	15,900
		51	8,300	9,700	15,900
		52	8,300	9,700	15,900
		53	8,600	10,500	16,300
		54	8,600	10,500	16,300
	再	55	8,600	10,500	16,300
		56	8,600	10,500	16,300
		57	8,800	10,900	16,700
	任	58	8,800	10,900	16,700
		59	8,800	10,900	16,700
		60	8,800	10,900	16,700
		61	9,100	11,300	17,100
	用	62	9,100	11,300	17,100
		63	9,100	11,300	17,100
		64	9,100	11,300	17,100
	職	65	9,400	12,100	17,400
		66	9,400	12,100	17,400
	員	67	9,400	12,100	17,400
		68	9,400	12,100	17,400
		69	9,700	12,500	17,700
	以	70	9,700	12,500	17,700
		71	9,700	12,500	17,700
		72	9,700	12,500	17,700
		73	9,900	12,900	18,000
	外	74	9,900	12,900	18,000
		75	9,900	12,900	18,000
		76	9,900	12,900	18,000
	の	77	10,200	13,300	18,300
		78	10,200	13,300	18,300
	職	79	10,200	13,300	18,300
		80	10,200	13,300	18,300
		81	10,400	13,700	18,500
	員	82	10,400	13,700	18,500
		83	10,400	13,700	18,500
		84	10,400	13,700	18,500
		85	10,600	14,000	18,700
		86	10,600	14,000	18,700
		87	10,600	14,000	18,700
		88	10,600	14,000	18,700
		89	10,800	14,400	18,900
		90	10,800	14,400	18,900
		91	10,800	14,400	18,900
		92	10,800	14,400	18,900

	93	11,000	14,700	19,100	
	94	11,000	14,700		
	95	11,000	14,700		
	96	11,000	14,700		
	97	11,200	15,000		
	98	11,200	15,000		
	99	11,200	15,000		
	100	11,200	15,000		
	101	11,400	15,400		
	102	11,400	15,400		
	103	11,400	15,400		
	104	11,400	15,400		
	105	11,500	15,700		
	106	11,500	15,700		
	107	11,500	15,700		
	108	11,500	15,700		
	109	11,600	16,000		
	110	11,600	16,000		
	111	11,600	16,000		
	112	11,600	16,000		
	113	11,700	16,300		
	114	11,700	16,300		
	115	11,700	16,300		
	116	11,700	16,300		
	117	11,900	16,500		
	118	11,900	16,500		
	119	11,900	16,500		
	120	11,900	16,500		
	121	12,000	16,800		
	122	12,000	16,800		
	123	12,000	16,800		
	124	12,000	16,800		
	125	12,100	17,000		
	126		17,000		
	127		17,000		
	128		17,000		
	129		17,200		
	130		17,200		
	131		17,200		
	132		17,200		
	133		17,400		
	134		17,400		
	135		17,400		
	136		17,400		
	137		17,600		
	138		17,600		
	139		17,600		
	140		17,600		

	141		17,700		
	142		17,700		
	143		17,700		
	144		17,700		
	145		17,800		
	146		17,800		
	147		17,800		
	148		17,800		
	149		17,900		
再任用 職員		8,000	9,700	12,800	16,300

別表第二(第4条関係)

高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	5,000	6,300	12,800	17,100
	2	5,000	6,300	12,800	17,100
	3	5,000	6,300	12,800	17,100
	4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5	5,200	6,600	13,200	17,500
	6	5,200	6,600	13,200	17,500
	7	5,200	6,600	13,200	17,500
	8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9	5,400	7,000	13,600	17,900
	10	5,400	7,000	13,600	17,900
	11	5,400	7,000	13,600	17,900
	12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13	5,600	7,300	14,000	18,300
	14	5,600	7,300	14,000	18,300
	15	5,600	7,300	14,000	18,300
	16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17	5,900	7,600	14,400	18,700
	18	5,900	7,600	14,400	18,700
	19	5,900	7,600	14,400	18,700
	20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21	6,200	7,900	14,800	19,000
	22	6,200	7,900	14,800	19,000
	23	6,200	7,900	14,800	19,000
	24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25	6,500	8,300	15,100	19,400
	26	6,500	8,300	15,100	19,400
	27	6,500	8,300	15,100	19,400
	28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29	6,800	8,900	15,500	19,600
	30	6,800	8,900	15,500	19,600
	31	6,800	8,900	15,500	19,600
	32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33	7,100	9,300	15,900	19,900
	34	7,100	9,300	15,900	19,900
	35	7,100	9,300	15,900	19,900
	36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37	7,400	9,700	16,300	20,200
	38	7,400	9,700	16,300	20,200
	39	7,400	9,700	16,300	20,200
	40	7,400	9,700	16,300	20,200
	41	7,700	10,500	16,700	
	42	7,700	10,500	16,700	
	43	7,700	10,500	16,700	
	44	7,700	10,500	16,700	

		45	8,000	10,900	17,100	
		46	8,000	10,900	17,100	
		47	8,000	10,900	17,100	
		48	8,000	10,900	17,100	
		49	8,300	11,300	17,400	
		50	8,300	11,300	17,400	
		51	8,300	11,300	17,400	
		52	8,300	11,300	17,400	
		53	8,600	12,100	17,700	
		54	8,600	12,100	17,700	
	再	55	8,600	12,100	17,700	
		56	8,600	12,100	17,700	
		57	8,800	12,500	18,000	
	任	58	8,800	12,500	18,000	
		59	8,800	12,500	18,000	
		60	8,800	12,500	18,000	
		61	9,100	12,900	18,300	
	用	62	9,100	12,900	18,300	
		63	9,100	12,900	18,300	
	職	64	9,100	12,900	18,300	
		65	9,400	13,300	18,500	
		66	9,400	13,300	18,500	
	員	67	9,400	13,300	18,500	
		68	9,400	13,300	18,500	
		69	9,700	13,700	18,700	
	以	70	9,700	13,700	18,700	
		71	9,700	13,700	18,700	
		72	9,700	13,700	18,700	
		73	9,900	14,000	18,900	
	外	74	9,900	14,000	18,900	
		75	9,900	14,000	18,900	
		76	9,900	14,000	18,900	
	の	77	10,200	14,400	19,100	
		78	10,200	14,400		
	職	79	10,200	14,400		
		80	10,200	14,400		
		81	10,400	14,700		
	員	82	10,400	14,700		
		83	10,400	14,700		
		84	10,400	14,700		
		85	10,600	15,000		
		86	10,600	15,000		
		87	10,600	15,000		
		88	10,600	15,000		
		89	10,800	15,400		
		90	10,800	15,400		
		91	10,800	15,400		
		92	10,800	15,400		

93	11,000	15,700
94	11,000	15,700
95	11,000	15,700
96	11,000	15,700
97	11,200	16,000
98	11,200	16,000
99	11,200	16,000
100	11,200	16,000
101	11,400	16,300
102	11,400	16,300
103	11,400	16,300
104	11,400	16,300
105	11,500	16,500
106	11,500	16,500
107	11,500	16,500
108	11,500	16,500
109	11,600	16,800
110	11,600	16,800
111	11,600	16,800
112	11,600	16,800
113	11,700	17,000
114	11,700	17,000
115	11,700	17,000
116	11,700	17,000
117	11,900	17,200
118	11,900	17,200
119	11,900	17,200
120	11,900	17,200
121	12,000	17,400
122	12,000	17,400
123	12,000	17,400
124	12,000	17,400
125	12,100	17,600
126	12,100	17,600
127	12,100	17,600
128	12,100	17,600
129	12,300	17,700
130	12,300	17,700
131	12,300	17,700
132	12,300	17,700
133	12,400	17,800
134	12,400	17,800
135	12,400	17,800
136	12,400	17,800
137	12,500	17,900
138	12,500	
139	12,500	
140	12,500	

	141	12,600			
	142	12,600			
	143	12,600			
	144	12,600			
	145	12,800			
	146	12,800			
	147	12,800			
	148	12,800			
	149	12,900			
	150	12,900			
	151	12,900			
	152	12,900			
	153	13,000			
再任用 職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第十四号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「第七章 昇給期間の短縮（第二十九条―第三十二条）」を「第七章 削除」に改める。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第四章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第十二条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「第二十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十四条第一項第一号若しくは第二号」を「第二十三条第一項又は第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に、「第十四条から第十九条まで」を「第十四条から第十八条まで」に改める。

第十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「有する者」の下に「で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有

用な知識又は技術を修得したと認めるもの」を、「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加える。

第十五条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「この項及び第二十九条第一項第一号」を「この項」に、「十八月（第一号又は第四号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち五年までの年数及び第二号、第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの当該各号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれ月数については、十二月）」を「十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第二号、第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）」に改め、「これを切り捨てた数」の下に「に四（新たに職員となつた者が第三十六条第一項に規定する特定職員であるときは、三）を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の下に「（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数」として加える。）」を加え、同項ただし書を削り、同項第三号中「及び第二十九号第一項第一号」を削り、第十五条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した

時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもつて、前項各号に定める経験年数とする。

第十六条の見出し、第十七条（見出しを含む。）及び第十八条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十三条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第二十八から別表第二十八の八までに定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十三條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「給料月額」を「号給」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条に次の一項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第二十四條の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第二十四條第三項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第四項を削る。

第二十六條の見出し及び同条第一項（第二号を除く。）中「給料月額」を「号給」に改め、同項第一号中「昭和三十七年十月一日（以下「基準日」とい

う。）以後に新たに職員となつた者（次号及び第三号に掲げる者を除く。）を「次号及び第三号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に改め、同項第二号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となり」を削り、「給料月額」を「初任給の」に、「こととなる給料月額」を「こととなる号給」に改め、同項第三号中「基準日以後に新たに職員となつた者のうち」を削り、同条第二項及び第三項中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十八條（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に、「及び基準日以後に新たに職員となりその給料月額」を「その初任給」に、「並びに基準日以後に新たに職員となつた者のうち、その給料月額」を「その初任給」に改める。

第七章 削除

第二十九條から第三十二條まで 削除

第八章 昇給

（昇給日）

第三十三條 県職員給与条例第四条第六項又は学校職員給与条例第六条第六項の人事委員会規則で定める日は、第三十八條又は第三十九條に定めるものを除き、毎年一月一日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第三十四條 県職員給与条例第四条第六項又は学校職員給与条例第六条第六項の規定による昇給（第三十八條又は第三十九條に定めるところにより行うものを除く。第三十六條及び第三十七條において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

第三十五條 県職員給与条例第四条第七項又は学校職員給与条例第六条第七項の人事委員会規則で定める職員は、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する

規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）別表に掲げる支給割合が百分の二十以上の職を占める職員のうち次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの
- 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

の
(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第三十六条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を県職員給与条例第四条第六項又は学校職員給与条例第六条第六項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条及び次条において「昇給区分」という。）に応じて別表第二十八の九に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をDに決定された職員は、昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第三十四条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第三号又は第四号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- 一 勤務成績が特に良好である特定職員 A
- 二 勤務成績が良好である特定職員 B
- 三 勤務成績がやや良好でない特定職員 C
- 四 勤務成績が良好でない特定職員 D

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期

間の中途において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第四号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。）

- 二 人事委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 D

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がC又はDとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（Aの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十三条第三項、第二十六条第二項（第二十八条において準用する場合を含む。）若しくは第四十二条の規定により号給を決定された特定職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める特定職員にあつては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

6 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条に規定する異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

7 一の昇給日において第二項の規定により昇給区分をAに決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、特定職員の定員等を考慮して人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

(一般職員の昇給区分及び昇給の号給数)

第三十七条 特定職員以外の職員(以下この条において「一般職員」という。)を県職員給与条例第四条第六項又は学校職員給与条例第六条第六項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数は、当該一般職員の昇給区分に応じて別表第二十八の十に定める一般職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をDに決定された職員は、昇給しない。

2 前条第二項から第七項までの規定は、一般職員の昇給区分及び昇給の号給数について準用する。

(研修、表彰等による昇給)

第三十八条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、県職員給与条例第四条第六項又は学校職員給与条例第六条第六項の規定による昇給をさせることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第三十九条 勤務成績が良好である職員が生命をとじて職務を遂行し、そのた

めに危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、県職員給与条例第四条第六項又は学校職員給与条例第六条第六項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第四十条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第四十一条 削除

第九章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第四十二条(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に、「第二十三条第五項」を「第二十三条第三項」に改める。

第四十三条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第一項中(以下「調整期間」という。)を削り、「又は復職等の日から一年以内の第三十六条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「から復職等の日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号給を調整」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十三条の二(見出しを含む。)中「給料月額」を「号給」に改める。

第四十四条中(昇給期間の短縮を含む。)を削る。

第五十一条中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項」に、「給料月額」を「号給」に改める。

第五十一条の二中「給料月額」を「号給」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第3条関係）

行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	本庁の係長の職務又はこれに相当する職務
4 級	1 本庁の副課長の職務又はこれに相当する職務 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務
5 級	本庁の困難な業務を処理する副課長の職務又はこれに相当する職務
6 級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
7 級	本庁の困難な業務を所掌する課の長の職務又はこれに相当する職務
8 級	本庁の副本部長の職務又はこれに相当する職務
9 級	本庁の本部長の職務又はこれに相当する職務

別表第二（第3条関係）

公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	巡査の行う職務
2 級	1 主任の職務又はこれに相当する職務 2 巡査長の行う職務 3 困難な業務を処理する巡査の行う職務
3 級	1 警察本部の係長の職務又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する主任の職務又はこれに相当する職務 3 困難な業務を処理する巡査長の行う職務
4 級	1 警察本部の課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 警察本部の困難な業務を分掌する係の長の職務又はこれに相当する職務 3 特に困難な業務を処理する主任の職務又はこれに相当する職務
5 級	1 警察本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 警察本部の特に困難な業務を分掌する係の長の職務又はこれに相当する職務
6 級	警察本部の次席の職務又はこれに相当する職務
7 級	1 警察本部の課長の行う職務又はこれに相当する職務 2 警察署の長の職務
8 級	1 警察本部の参事官の職務又はこれに相当する職務 2 規模の大きい警察署の長の職務
9 級	1 警察本部の部長の職務 2 警察本部の首席参事官の職務 3 警察学校長の職務 4 特に規模の大きい警察署の長の職務

別表第四の2級の項中

- 「2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技師の職務」を
 - 「2 本庁の係長の職務又はこれに相当する職務」に改める。
 - 3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う技師の職務」を
同表の3級の項中
 - 「2 保健所の長の職務又はこれに相当する職務
 - 3 本庁の困難な業務を処理する副課長の職務又はこれに相当する職務」を
 - 「2 本庁の困難な業務を処理する副課長の職務又はこれに相当する職務」に
 - 3 本庁の困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務」に改める。
- 別表第七の2級の項及び別表第八の2級の項中 「又は養護教諭」を、「養護教諭又は栄養教諭」に改める。
- 別表第九及び別表第十を次のように改める。

別表第九（第5条関係）

行政職給料表級別資格基準表

試験	学歴 免許等	職務の級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
正規の試験	大学卒業程度 大学卒		3	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
		0	3	7	11	13				
	短期大学卒業程度 短大卒			5.5	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める
0		6	10	14	16					
高等学校卒業程度 高校卒			8	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	0	8	12	16	18					
その他	中学卒		9	4	4	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
3	12	16	20	22						

別表第十(第5条関係)

公安職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級													
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級					
正規の試験	大学卒業程度	大学卒			0	5	11	13	2	5	6	2	別に定める	別に定める	別に定める
	高等学校卒業程度	高校卒		2	3	5	6	2					別に定める	別に定める	別に定める
その他	中学卒			2	3	5	6	2					別に定める	別に定める	別に定める
			4	6	9	14	20	22							

別表第十三中

薬剤師	獣医師	大学6卒	獣医師	大学6卒
短大卒	短大卒	短大卒	短大卒	短大卒

別表第十五中

教諭 養護教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭
------------	--------------------

に改め、同表の備考第一項中「又は二」を

「、又は三」及び「同表の1の四」を「同表の1の五」に改める。

別表第十六中

教諭 養護教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭
------------	--------------------

に改める。

別表第二十の行政職の表中

2級2号給 1級5号給 1級3号給 1級2号給	1級25号給 1級15号給 1級5号給 1級1号給
----------------------------------	------------------------------------

に改め、同表の二海事職の表中

2級3号給 1級6号給 1級4号給	1級29号給 1級19号給 1級9号給
-------------------------	---------------------------

に改める。

別表第二十一の正規の試験の高等学校卒業程度の中「1級2号給」を「1級1号給」に改め、同表の備考第二項を削り、同表の備考第一項中「修了者」

る年数とする。

一 次号に掲げる者以外の者 別表第15高等学校等教育職給料表級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数（その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の五に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数）とする。

二 この表のその者に適用される学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第14条第1項の規定の適用を受けないもの 前号に定める年数に当該加える年数を加えた年数

別表第二十七中

「	2級12号給	「	2級41号給	」
	2級8号給	」	2級25号給	
	2級5号給		2級13号給	
	2級2号給		2級3号給	
	1級7号給		1級21号給	
	1級4号給		1級11号給	
	1級2号給		1級1号給	
」		」		」

に改める。

別表第二十八及び別表第二十八の二を次のように改める。